

6

配

されている方

(5) 4 3 2

父母以外が児童の生計維持者となって受給

◀ 詳細は ホームページにて

離婚協議中で配偶者と別居している方

受給者と児童が別居している方

支給要件児童の戸籍がない方



2025年9月以降の利用月を 含む定期券等の写し

をご準備ください!

方は、

となりましたが、

部手続きが

必要な方には、 案内が

届

い

月に案内を送付する予定です。

どで確認することで、

現況届

の提出が原則不要

桂川町では、

受給者の現況を住民基本台帳

を満たしているかを確認するものです。

受ける要件(児童の監護や保護、

生計同

など)

を把握し、

6月分以降の児童手当等を引き続

児童手当現況届は、

毎年6月1日現在の状況



王塚装飾古墳館 マスコットキャラクター 未来ちゃん

【役場開庁日】月曜日 ~ 金曜日

(土曜・日曜日、祝日、年末年始は閉庁) 【役場開庁時間】8時30分~17時15分 (木曜日は19時まで一部の窓口が延長) 【町ホームページ】

http://www.town.keisen.fukuoka.jp/

お知らせ

【現況届の提出が必要な方】 (①は本年度から)

1

大学生年代

(22歳年度末までの子)を養育

お子様が3人以上いる方

ている方で、

※提出がない場合は、

6月以降の手当が支給さ

れません。 期日までに提出をお願いします。

問 住民課 住民年金係 ☎65·3301

児童手当現況届につい

お知らせ

7

)その他、

桂川町から提出

の

案内のあった方

い

る方

住民票の所在地と異なる住所地で受給して

偶者からの暴力等により避難してお

ŋ

※詳細は問合せください

務時間内の来庁が困難な方[,]

おり、

(※昨年度中に大学生年代の確認申出をして

かつ現在も在学中の方は提出不要です。

-カードの時間外申請・受取について

間 住民課 住民年金係

☎ 65 · 3301

業務時間に加え、下記表のとおりマイナンバーカードの時間外申請および受取の手続きを行います。 ぜひご利用ください。なお、お越しの際は、免許証などの本人確認書類をご持参ください。

※ご高齢の方、障害のある方、入院・入所・自宅療養中の方など、役場への来庁が困難な場合は、 住民課までご連絡ください。

	受付日	受付時間
6月	(木曜日)5日、12日、19日、26日	20 時 00 分まで
	(土曜日) 21 日	11時30分まで
7月	(木曜日) 3日、10日、17日、24日、31日	20 時 00 分まで
	(土曜日) 12日	11時 30分まで

